

令和 8 年度

教育年間計画

横浜市消防局

この計画は、横浜市消防職員等教育規程（昭和 51 年消防局達第 9 号）第 5 条及び横浜市消防団員教育規程（平成 17 年消防局達第 14 号）第 15 条に基づき、横浜市消防局が令和 8 年度に実施する各種教育について定めるものです。

I 教育の理念と基本方針

1 教育の理念

「いつまでも輝き続ける消防職団員の育成」を教育の理念とします。

2 教育の基本方針

横浜市消防職員等教育規程第 2 条及び横浜市消防団員教育規程第 2 条を踏まえ、本計画における教育の基本方針を次のとおりとします。

- 消防組織法第 1 条に定める「消防の任務」の遂行と、「明日をひらく都市」の実現、「横浜市中期計画 2026-2029」及び「消防局運営方針」の達成に向け、「変化する時代・社会に適応する柔軟性を持った人材づくり」に視点を置いた教育を推進します。
- 「人材こそが最も重要な経営資源」であることを念頭に、人を育てる組織風土づくりを目指し、すべての職団員が意欲と能力を発揮できるよう丁寧な教育（人材育成）を推進します。
- すべての職団員は倫理観、使命感さらには情熱を持って、常にプロアクティブな姿勢で学び、市民の信頼と期待に応え続けるため、組織全体で職団員の教育を推進します。

横浜市消防職員等教育規程第 2 条（抜粋）

- 消防職員教育では、消防職員としての人格を形成し、業務を行うために必要な専門的な知識及び技術を身につけるとともに、これらを充分発揮できるような健全なる身体を育成します。

横浜市消防団員教育規程第 2 条（抜粋）

- 消防団員教育では、消防団員としての職責を自覚し、任務の遂行に必要な知識及び技術の向上を図るとともに、消防活動における安全意識を醸成すること等により、地域社会の期待に応えられる消防団員を育成します。

II 教育の区分

横浜市消防職員等教育規程及び横浜市消防団員教育規程に基づき、教育の区分は次のとおりとします。

1 消防職員教育

消防職員教育の区分は次のとおりとし、それぞれの教育が相互に補完し合いながら推進します。

- (1) 消防学校教育（初任教育・現任教育）
- (2) 救急救命士教育（横浜市救急救命士養成所教育・横浜市救急ワークステーション教育等）
- (3) 主管課教育
- (4) 所属教育
- (5) 委託教育
- (6) その他の教育

2 消防団員教育

消防団員教育の区分は次のとおりとします。

- (1) 消防団教育
- (2) 消防局教育
- (3) 消防学校教育
- (4) 消防署教育
- (5) 委託教育

Ⅲ 教育の重点項目

1 消防職員教育

- (1) 重点項目

人材育成の基本方針を定めた「横浜市人材育成ビジョン（全職員版）」及び「人材育成ビジョン（消防職員版）」を踏まえ、次の5つを重点項目として職員教育を推進します。

- | | |
|--------------------------|-------------------------|
| ① 倫理観・使命感の醸成 | ② 主体的に課題に取り組む意識・能力の醸成 |
| ③ コミュニケーション能力等の向上 | ④ 職責に応じた基礎的・専門的能力の修得と向上 |
| ⑤ 消防業務の遂行に必要な体力の維持・向上・管理 | |

【具体的な取組内容等】

① 倫理観・使命感の醸成

あらゆる教育の機会を捉え、社会人としての自覚や公務員、消防職員としての高い倫理観、使命感を醸成するとともに相手に寄り添うことのできる人材を育てます。

◆ 初任教育

社会人としての自覚や人格を形成するための倫理教育、考える力を育むための討議研修など、消防局が一丸となって「消防職員の基礎となる土台」をつくります。

◆ 現任教育・主管課教育・所属教育

全ての現任教育において、公務員、消防職員としての自覚や倫理観の向上を図ります。

② 主体的に課題に取り組む意識・能力の醸成

「アクティブラーニング」等※の手法を用いて、自ら考え、話し合い、課題解決に結び付け、時代の変化に対応できる人材を育てます。

◆ 初任教育・現任教育・主管課教育・所属教育

一人ひとりの職員が、受講する各教育カリキュラムや訓練の中で、自己や組織の課題を主体的になって考え取り組むことで、主体性や多様性を養い、発想力や課題解決力等の向上を図ります。

※「アクティブラーニング」とは学修者主体の学習手法の一つであり、一方向的な講義形式とは異なり、学修者が能動的（アクティブ）に学修（ラーニング）に参加する教授・学習法

③ コミュニケーション能力等の向上

「討議研修」など対話を通じて理解を深めるカリキュラムを中心に、一人ひとりの職員が主体的になって考え、話し合う場を設け、コミュニケーション能力やプレゼンテーション能力の向上を図ります。

◆ 初任教育・現任教育・主管課教育・所属教育

討議研修や課題検討など、職員が自ら発言し、意見交換するカリキュラムを充実させ、コミュニケーション能力等の向上を図ります。

また、本市における国際的イベント（MICE）等の開催を踏まえ、国際感覚の醸成に取り組めます。

④ 職責に応じた基礎的・専門的能力の修得と向上

職位（階級）・職責に応じた知識・技術を修得させ、基礎的・専門的能力を向上させます。

◆ 初任教育

基礎力の確実な修得を図るため、消防署及び主管課と強固な教育支援体制を構築し、効果的に教育を推進します。

◆ 現任教育・主管課教育・所属教育

専門的かつ消防業務に直結する知識・技術を身に付けさせ、大規模災害をはじめとした各種災害への対応能力の向上や、職位・職責に応じた業務遂行能力の修得を図ります。

⑤ 消防業務の遂行に必要な体力の維持・向上・管理

「体育指導員制度」、「体力測定」及び「体力維持・向上プログラム」を活用し、消防職員として健康で働き続けることができる体力を養うとともに、適切に維持・管理できる能力の向上を図ります。

◆ 初任教育

科学的な手法を用いて消防活動に必要な基礎的体力を養います。

◆ 現任教育・主管課教育・所属教育

体力の維持・管理の手法を身に付けさせるとともに定年引上げを踏まえ、生涯現役を目標に、健康で働き続けることができる身体をつくります。

(2) 各教育における実施事項

ア 消防学校教育（別表1「消防学校教育計画表」参照）

(ア) 初任教育（別表1-2「初任教育計画」参照）

社会人、公務員としての自覚、基本的な心構え及び高い倫理観を身に付けさせ、消防職員としての使命感を醸成します。また、消防業務全般における基礎的知識・技術の修得に加え、基本的な安全管理について理解し、実践を通じて実務的な対応能力の向上を図るほか、市民への一般的な対応（接遇、市民サービス）ができるよう教育を行います。

さらに、実科訓練などの教科目では、次の災害想定と到達目標を定め、消防署や主管課と教育支援体制を組み一貫性のある教育を行います。

<災害想定及び到達目標>

災害想定	到達目標
建物火災 (木造2階建)	・確実迅速な防火着装(空気呼吸器含む。)ができる。 ・即消、中継、連携を理解し、ホース延長等の活動ができる。 ・屋内進入、消火、検索及び救助活動ができる。
中層建物火災	・階段、屋内外のホース延長、水損防止に配慮した活動ができる。 ・消防用設備等に関する知識を備え、それらを有効に活用できる。
救助	・資機材を使用し、救助活動ができる。 ・負傷者の状況に応じて適切な救出ができる。
救急	・救急科の資格取得 ・救急隊員として、迅速かつ適切な活動ができる。

(イ) 現任教育（別表1-3「現任教育計画」参照）

消防業務に必要とされる専門的な知識・技術や、職位（階級）及び職責に応じた知識・技術を身に付けさせ、職員の能力向上とキャリア形成支援を行います。

特に専科教育においては、主管課と連携し教育内容の充実を図るほか、実践的な災

害対応力等を身に付けさせるため、必要に応じて夜間訓練、校外実習等を実施します。

また、消防のプロフェッショナルとしての自信とやりがいを高めるとともに、常に公務員としての自覚を持って、誠実かつ公正に行動する意識の醸成を図ります。

イ 救急救命士教育（別表2「救急救命士教育計画」参照）

横浜市救急救命士養成所、横浜市救急ワークステーション等において、主に救急業務を担当する職員に対し、救急救命士に必要な知識・技術について教育を行い、業務の適正な執行及び職員の能力向上とキャリア形成支援を行います。

ウ 主管課教育（別表3「主管課教育実施計画表」参照）

業務主管課が局運営方針等に基づき、業務推進に必要な知識・技術について、主に当該業務を担当する職員に対し、より高度かつ専門的な教育を行い、職員の能力向上とキャリア形成支援、さらには業務の適正な執行と円滑化を図ります。

エ 所属教育（別表4「所属教育計画」）

(ア) 各所属の実情に合わせた実施計画を策定し、全所属が「人を育てる組織風土」の醸成に積極的に取り組みます。

(イ) 先輩職員によって培われた経験や知識・技術を次世代に引き継いでいくとともに、OJTを行う中で指導を受ける者及び指導する者が共に成長していく「育てあい、学びあい」により、職場のチーム力を高めます。また、OJTは日常的な場面において、あらゆる機会を捉えて行われるものであり、職員相互で行う指導等も含まれることから、「全ての職員が人材育成トレーナー」としての意識の醸成に取り組みます。

(ウ) 消防職員として体力の保持は、消防業務を遂行する上で基礎的諸能力の一つとして必須なものであり、「横浜市消防職員の体力管理に関する規程」に基づき、体育指導員を中心とした体力・健康管理指導会や体力測定の確実な実施により、生涯現役を目標に、所属職員の体力の維持向上を図ります。

オ 委託教育（別表5「委託教育計画表」）

組織全体の能力向上のため、より専門的かつ高度な知識・技術を修得させるほか、消防業務の遂行に必要な不可欠な資格等を取得させるため、消防大学校など他機関に委託して教育を行います。

カ その他の教育

上記教育以外の教育で、短期間の講演、講座、研究、研修、討論等を実施する教育を行います。

2 消防団員教育

(1) 重点項目

消防団が将来にわたり、地域防災力の中核として欠くことのできない存在であることに鑑み、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（以下「消防団等充実強化法」という。）の趣旨を踏まえ、次に掲げる4項目を重点項目として、消防団員教育を推進します。

- | | |
|----------------------|------------------|
| ① 大規模災害における災害対応能力の強化 | ② 防災指導力の向上 |
| ③ 安全管理体制の強化 | ④ 指揮能力・指導力の修得と向上 |

【具体的な取組内容等】

① 大規模災害における災害対応能力の強化

大規模災害を想定した実践的な訓練等を通じ、災害対応能力の強化を図ります。(消防署・消防団、消防局(主管課)、消防学校)

② 防災指導力の向上

地域防災活動の要となって実践的な活動ができるように「各種研修」を行い、住民に対する防災指導力の向上を図ります。(消防署・消防団、消防局(主管課)、消防学校)

③ 安全管理体制の強化

各種訓練や研修会を実施し、災害現場活動や訓練等における安全管理体制の強化を図ります。(消防署・消防団、消防局(主管課)、消防学校)

④ 指揮能力・指導力の修得と向上

あらゆる場面において、職責に応じた指揮・指導が行えるよう、「各種訓練や教育」を通じて能力向上を図ります。(消防署・消防団、消防局(主管課)、消防学校)

(2) 各教育における実施事項

ア 消防団教育・消防署教育(別表6「消防団員教育計画表」、別表6-2「消防団員教育計画」参照)

新入消防団員や緊急自動車の運行、ポンプ操作などに係る団員に対する以下の教育を実施します。

(ア) 基礎教育(消防団員の身分、職責等に関する内容を含む。)

(イ) 専科教育機関科

イ 消防局教育

必要に応じて実施します。

ウ 消防学校教育(別表6「消防団員教育計画表」、別表6-2「消防団員教育計画」参照)

消防団等充実強化法の趣旨を踏まえ、地域防災の中核である消防団における現場指揮者等に対する幹部教育などを実施します。

(ア) 幹部教育

消防団幹部として、また、大規模災害における指揮者としての職責を自覚し、指揮能力を向上させるため、現場指揮についての実践的な教育や分団本部等における指揮に関する教育を各主管課と連携し実施します。

a 初級幹部科

b 指揮幹部科「分団指揮課程」及び「現場指揮課程」

(イ) 専科教育警防科

ホース延長、放水、消火、資機材取扱いなど火災防ぎょ活動要領等や各種災害における消防団の役割等を理解し、災害現場における中核的な活動を遂行できるよう、各主管課と連携し実施します。

エ 委託教育(別表5-2「委託教育計画(消防大学校)」参照)

消防大学校等で実施する講習等を受講します。

「総合教育 消防団長科」

IV 教育の推進項目

1 効果的・効率的な教育

時代の変化や、市民ニーズ、諸課題に的確に対応するため、前例踏襲にとらわれず、訓練センター更新整備を踏まえた教育内容の見直しをするなど、効果的かつ効率的な教育を推進します。

2 OJTの活性化

職員の人材育成に対する意識の醸成と一貫性のある教育の実施を目的として、初任教育、現任教育ともに各所属と連携し、職員（助教等）及び部隊による教育支援体制を強固にするとともに、より効果的な教育を推進します。また、職員及び部隊が教育に携わることにより、個人のスキルアップ及び組織力の向上並びに所属教育（OJT）の活性化を図ります。

3 科学的根拠に基づく教育

消防職団員教育や体力管理を実施していく上で、安全かつ効果的に成果を挙げるため、専門家の知見を取り入れながら、科学的な見地から各種教育を推進します。

4 VR（バーチャルリアリティ）、eラーニング（動画教材）を活用した教育

災害出場件数の減少に伴う若手職員等の活動経験の不足を補うため、VRを活用し、火災に関する知識や災害時の安全管理に関する知識について教育を行うとともに、視覚的な理解の推進及び学習の柔軟性を図るため、教育コンテンツの配信を活用した教育を推進します。

5 教育の公開等

(1) 所属教育（OJT）の推進にあたり、教育技法習得のサポートと職員の自主研修の機会として、消防訓練センターで行う教育を積極的に公開します。

なお、消防団員に対しても消防訓練センターにおける教育を一部公開します。

(2) 教育で使用した資料については、消防局共有ファイルサーバ等を活用し可能な範囲で公開します。

6 感染症対策

消防訓練センターで実施する全ての教育において、感染防止対策の基本は個人の意識と責任ある行動が重要であり、感染を自分事として認識し、教育生及び施設内の感染防止を徹底します。

7 その他

(1) 消防訓練センター更新整備工事に伴い、各種教育計画や教場の変更等があります。

(2) 地震、風水害等の大規模災害の発生や、感染症の拡大、その他不測の事態が発生したときは、状況に応じて、教育日数、人員、宿泊・通学の区別等、教育年間計画を変更する場合があります。

(3) 消防学校教育における教育人員枠は、各所属一律とせず、資格者の配置状況等を踏まえ実情に応じた割り振りとしします。

初任教育計画

別表1-2

対 象	人 員(予定)	実 施 期 間	通 泊 の 別			
初任教育未実施者	167人	第58期初任教育 4月～翌年3月(12か月)	宿泊or通学			
教育到達目標	1 初任基礎教育 (1) 社会人、公務員、消防職員としての自覚と基本的な心構えや、倫理観、使命感が身に付いていること。 (2) 自ら主体的に考え、課題解決に向けて取り組むことができること。 (3) 消防の任務を理解した上で消防業務全般についての基礎的知識・技術を修得し、消防の一般的業務を執行できるとともに、市民への一般的な対応(接遇、市民サービス)ができること。 ア 消防隊員として必要な災害活動(安全管理を含む。)及び救急活動に関する基礎的知識・技術を修得し、活動できること。 イ 消防職員として必要な予防業務に関する知識を持ち、市民指導や一般的な防火対象物に対する査察ができること。 ウ 人権、個人情報保護、不祥事防止、交通事故防止、危機管理等の基礎的な知識や自覚を身に付け、法令等に基づき行動できること。					
	2 初任実務教育 初任基礎教育で修得した基礎的知識・技術について、各消防署の業務を通じて実践し、災害活動をはじめとした消防業務への対応能力が向上していること。					
	3 初任総括教育 初任実務教育における教育効果が確認され、「救急科」資格を取得すること。1年間の初任教育により、消防職員としての基礎が確実に身に付いていること。					
教 科 目 名		教育時間(単位:時間)				教 育 概 要
		基礎教育	実務教育	総括教育	計	
基礎教育	倫 理	10	8	2	20	倫理観・使命感の醸成、職責の理解、不祥事防止(裁判傍聴含む。)等
	法 学 基 礎 ・ 消 防 法	21	-	-	21	法学及び行政法、消防法の目的、主要規定の解釈・運用等
	消 防 組 織 制 度	9	-	-	9	地方自治法、消防組織法等
	服 務 と 勤 務	31	18	-	49	地方公務員制度、服務及び勤務条件、個人情報保護、交通事故防止、人権啓発、市民対応等
小 計		71	26	2	99	
実務教育	火 災 予 防	10	-	-	-	火災予防行政の社会的な役割、業務内容等
	保 安 行 政	10	30	-	104	危険物に関する基礎知識、危険物規制事務の概要、火薬・高圧ガスに関する基礎知識、規制事務の概要等
	消 防 用 設 備	16	-	-	-	消防用設備等の機能、技術上の基準等
	査 察	28	-	-	-	火災予防査察の法的根拠、執行要領、違反処理要領等
	建 築	10	-	-	-	消防業務に関連する基礎的な建築知識、建築同意事務の概要等
	安 全 管 理	17	3	-	20	安全管理の意義及び安全管理対策、メンタルヘルス、惨事ストレス等
	特 殊 災 害	4	6	-	10	特殊災害に関する基礎知識、基本的な活動概要等
	火 災 防 ぎ	29	10	-	39	火災の種別、性状・特性及び活動要領の基礎知識、警防業務に関する基礎知識等
	火 災 調 査	8	9	-	17	火災調査の法的根拠、概要、火災原因調査事務等
	防 災	12	6	-	18	災害対策基本法、災害対策と危機管理、危機管理指針、各種防災計画、気象・地震・津波等の基礎知識、地域防災等
救 急	190	40	20	250	救急資格取得に必要な救急に係る知識、技術等	
消 防 通 信 ・ ポ ン プ	19	6	-	25	消防指令システムの概要、受付監視業務及び無線交信要領、消防車両の特性、ポンプの基本原理等	
小 計		353	110	20	483	
実科訓練	訓 練 礼 式	39	8	-	47	訓練礼式の趣旨、目的及び必要性、各個訓練及び小隊・中隊訓練
	消 防 活 動 基 本 訓 練	96	8	-	104	火災防ぎよ用器具の操作技術及び消火活動要領、風水害活動要領等
	救 助 訓 練	65	8	-	73	人命救助活動に必要な基礎知識・救助技術
	機 器 取 扱 訓 練	75	8	-	83	消防活動に必要な機器の諸元・性能及び取り扱い
	消 防 活 動 応 用 訓 練	63	8	-	71	総合訓練、大規模震災対応訓練及び想定訓練
	体 育	58	-	-	58	消防業務遂行に必要な体力の養成、トレーニング方法の修得等
小 計		396	40	-	436	
その他	消 防 署 実 務 研 修	9	664	-	673	消防署研修勤務(基礎教育)及び各署に研修配置しての教育(実務教育)
	討 議 研 修	8	4	4	16	グループ討議等
	選 択 研 修	44	-	3	47	自主選択授業、特殊無線技士、福祉、生活指導等
	行 事 そ の 他	55	-	3	58	県・市消防学校親善、行事、修了試験、修了式等
小 計		116	668	10	794	
教 育 総 時 間		936	844	32	1,812	

1 初任実務教育について

- (1) 各消防署において、10月1日から翌年3月31日まで実施します。
- (2) 「教育時間」の欄に時間数が記載されている教科目(「消防署実務研修」を除く。)は、各消防署が統一的に実施すべき必須科目(必須時間)です。
なお、暑情に応じて、必須科目の教育を指定時間(180時間)を超えて行う場合は、「実務研修」の時間(664時間)内で調整することとします。
- (3) 火災予防、保安行政、消防用設備、査察及び建築については、実務教育の教育時間を合計で30時間を必須時間とし、各消防署の実情に応じて教科目の時間を割り振ってください。
- (4) 必修教科目以外の実務研修は、暑情を勘案して消防実務に必要な教育を行うものとします。

2 初任総括教育について

- (1) 消防訓練センターにおいて、令和9年3月16日～19日の4日間実施します。
- (2) 3月19日午後卒業式を実施します。

現任教育計画

経営・運営責任職教育

教育名・科名	対象	人員	実施時期	通泊別
副署長科	副署長	18人	第142期 6月上旬（1日）	通学
【到達目標】 <ul style="list-style-type: none"> 副署長として、消防署長を補佐し、消防署の組織運営を円滑に推進することができる。 周囲から信頼を得る高い人間性を持って、人材育成をはじめ、組織力を高めるための風土づくりができる。 				

教育名・科名	対象	人員	実施時期	通泊別
新任課長科	新たに課長となった責任職	未定	第143期 6月上旬（2日間）	通学
【到達目標】 <ul style="list-style-type: none"> 消防局の運営方針を踏まえて設定した課（各所属）の目標を内外に明確に示し、意思決定を行い、部下を指揮しながら課（各所属）の目標を達成する。 業務や面談等を通じて部下とコミュニケーションを図り、指導・育成を行うことで、職員的能力向上を図り、組織力を高める。 				

昇任者教育

教育名・科名	対象	人員	実施時期	通泊別
消防司令科	昇任試験合格者及び専任職選考試験合格者	未定	第41期 集合教育 1月12日～1月15日（4日間） 事前教育1月から実施（1日分）	通学
【到達目標】 <ul style="list-style-type: none"> 市政及び消防行政の動向を理解するとともに、局の運営方針・各所属の目標を踏まえた係（課、出張所）の目標を設定し、職員とともに業務を遂行し、係（課、出張所）の目標を着実に達成する。 業務や面談などを通じて職員とコミュニケーションを図り、指導・育成を行うことで、職員能力向上を図る。 消防が果たすべき役割を踏まえた危機管理意識を持ち、いかなる状況下でも現状を冷静に分析し、様々な情報の下に執るべき措置を判断して、的確に行動することができる。 				

教育名・科名	対象	人員	実施時期	通泊別
消防司令補科	昇任試験合格者	未定	第44期 集合教育 2月1日～2月4日（4日間） 事前教育1月から実施（1日分）	通学
【到達目標】 <ul style="list-style-type: none"> 自分の置かれている状況を冷静に認識し、実施すべき措置を判断し、行動できる。 市政及び消防行政の動向を理解している。 部下を育成することに使命感を持ち、能力開発に努めることができる。 消防の果たすべき役割を踏まえた危機管理意識をもって行動ができる。 災害現場等で危険要因の認識と予見を持った指揮・安全管理を行える。 				

教育名・科名	対象	人員	実施時期	通泊別
消防司令補科 (選考)	昇任試験合格者	未定	第3期 集合教育3月上旬(1日) 事前教育合格発表後実施(1日分)	通学
【到達目標】 ・消防司令補として、果たすべき役割とこれを果たすために必要な取組姿勢や能力を理解するとともに、親しまれ、信頼される組織づくりに貢献していく能力を修得する。				

教育名・科名	対象	人員	実施時期	通泊別
消防士長科	昇任試験合格者	未定	第77期 1月19日～1月22日(4日間) 第78期 1月26日～1月29日(4日間)	通学
【到達目標】 ・自らの職責及び役割を理解し、実施すべき措置を判断して行動することができる。 ・市政及び消防行政の動向を理解している。 ・災害現場において、危険要因の認識と予見をもって安全管理を行うことができる。 ・業務遂行において障害が発生した場合、的確な判断を行うことができる。				

専科教育

教育名・科名	対象	人員	実施時期	通泊別
救助隊員養成科	特別救助隊員 予定者	36人 程度	第63期 11月16日～12月18日(24日間)	宿泊
【到達目標】 ・救助活動に係る基本的な技術を有しており、これらを活用した応用力を十分に発揮できる。 ・常に安全管理意識を高く持ち、いかなる場面でも「自己の安全」を確実に図れる判断力と技術を有している。 ・各種災害想定訓練を通じ、複雑多様化する救助事象に対応できる知識、技術、判断力を修得している。				

教育名・科名	対象	人員	実施時期	通泊別
潜水科	水難救助従事 予定者 水難救助希望者	8人	第61期 10月7日～10月30日(17日間)	宿泊
【到達目標】 ・潜水生理学及び障害について理解でき、各種潜水資機材の取扱いについて熟知している。 ・スノーケリング、スクーバ潜水等の専門的技術について修得している。 ・潜水隊員としての安全管理について理解し、災害現場等で「自己の安全」を確実に図れる技術を有している。 ・水中という特殊な環境に対する適応力と困難な状況に冷静に対応できる精神力を有している。				

教育名・科名	対象	人員	実施時期	通泊別
特別高度救助科	特別救助隊員有資格者（経験3年以上）の消防司令補又は消防士長	24人	第11期 2月8日～2月19日（9日間）	宿泊

【到達目標】

- ・人命救助に関する専門的かつ高度な知識と技術を修得している。
- ・あらゆる都市型の特殊災害を理解し、広い視野で災害対応できる能力を有している。
- ・省令別表3に掲げる救助器具（高度救助器具）について熟知している。
- ・徹底した部隊行動、安全管理行動を身に付け、実践指導することができる。

教育名・科名	対象	人員	実施時期	通泊別
火災調査科	専門調査員 予定者	32人	第43期 11月5日～11月19日（11日間）	通学

【到達目標】

- ・火災調査規程第2条第5号に規定する専門調査員として、火災調査業務等に係る制度を理解し、与えられた権限を正しく行使できる。
- ・原因調査、損害調査、鑑定等に係る専門的知識を修得し、火災現場等での確な判断に基づき実況見分が行える。
- ・火災原因調査書類の作成等、文書実務に係る知識を豊富に有し、技能を十分発揮できる。

教育名・科名	対象	人員	実施時期	通泊別
機関員養成科	消防機関員 予定者	40人 (各期 20人)	第125期 1月8日～2月5日（20日間） 第126期 2月10日～3月11日（20日間）	通学 (一部宿泊)

【到達目標】

- ・機関員の責務を理解し、安全な消防車両等の運行ができる。
- ・消防車両等緊急運行時の事故防止要領を理解した、走行技術を修得する。
- ・ポンプ運用にあたって、揚水、送水、点検整備に必要な専門的知識・技術を修得する。
- ・消防車両等の運用に不具合が発生した場合の対処ができる。

教育名・科名	対象	人員	実施時期	通泊別
機関員所属 指導者養成科	機関員所属指導者 予定者	8人	基礎教育 第25期 10月19日～10月30日（10日間）	通学
		各期 4人	第125期機関員養成科での教育実習 1月15日～2月5日（16日間） 第126期機関員養成科での教育実習 2月17日～3月11日（16日間）	通学 (一部宿泊)

【到達目標】

- ・機関員の職責（任務）を理解し安全な消防車両の運行を指導できる。
- ・緊急運行時の安全管理及び事故防止要領を指導できる。
- ・機関員所属養成教育指導要綱に基づいた、知識及び技術を指導できる。
- ・警防活動要領（新消防戦術等）に基づいたポンプ運用を指導できる。

教育名・科名	対象	人員	実施時期	通泊別
はしご機関員養成科	はしご機関員予定者	8人	第61期 11月19日～12月14日（17日間）	通学
【到達目標】 <ul style="list-style-type: none"> ・はしご車の構造、装置に関する専門的知識を有している。 ・はしご車を安全確実に操作する技術を有している。 ・はしご搭乗員の安全を確保したはしご活動ができる。 ・はしご車の特性を理解した走行ができる。 				

特別教育

教育名・科名	対象	人員	実施時期	通泊別
体育指導員スキルアップ教育	体育指導員有資格者	41人	10月15日～10月16日（2日間）	通学
【到達目標】 <ul style="list-style-type: none"> ・体育指導員としての役割、体力訓練の必要性を再認識させる。 ・体力測定の基礎的知識の復習と共通認識を持ち、実践指導ができる。 ・年代別の体力づくりに必要な最新のトレーニング知識を修得し、実践指導ができる。 				

教育名・科名	対象	人員	実施時期	通泊別
人材育成トレーナー教育	消防司令補又は消防士長の人材育成トレーナー	36人程度	第1回 9月14日（1日・集合教育） 第2回 9月18日（半日・公開授業）	通学
【到達目標】 <ul style="list-style-type: none"> ・人材育成の役割や責任及び重要性を理解している。 ・初任基礎教育の現状や課題を理解し、実務教育を行う上での教育手法等を学び、指導することができる。 				

教育名・科名	対象	人員	実施時期	通泊別
キャリア・シフトチェンジ教育	未定	36人程度	11月中旬（各1日、2回程度）	通学
【到達目標】 <ul style="list-style-type: none"> ・自己評価を振り返り、定年引上げを見据えた目標設定が明確になっている。 ・高齢期に至っても生き生き活躍できる体力管理について理解している。 				

教育名・科名	対象	人員	実施時期	通泊別
消防機関員スキルアップ教育	消防機関員資格者又は受講を希望するもの	144人 （各回36人）	第1回 11月10日 第2回 11月11日 第3回 11月12日 第4回 11月13日	通学
【到達目標】 <ul style="list-style-type: none"> ・機関員の責務を再確認し、安全な消防車両等の運行ができる。 ・消防車両等緊急運行時の事故防止要領を理解した、走行技術と誘導要領を修得する。 ・ポンプ運用にあたって、揚水、送水、点検整備に必要な知識・技術を修得する。 				

救急救命士教育計画

救急救命士養成所教育

教育名・科名	対象	人員	実施時期	通泊別
救急救命士 養成教育	選定試験合格者	15人 程度	第39期 8月24日～3月15日(133日間) ＜入校前教育＞ 6月～7月の間に指定する日 (受講者決定後に実施)	通学

【到達目標】

- ・救急救命士国家試験に合格し得る医学的知識を修得している。
- ・必要な医学的知識及び技術を修得して、救急救命処置が適切に実施できる。
- ・医療従事者として医療の一分野を担うという自覚と信念を有している。
- ・救急救命士として、自ら考えて円滑な救急活動が実践できる。

教育名・科名	対象	人員	実施時期	通泊別
指導救命士 養成教育	消防司令補以上の 救急救命士	4人 程度	第8期 7月1日～7月17日(13日間)	通学

【到達目標】

- ・指導的立場の救急救命士として、救急救命士、救急隊員、消防隊員等、あらゆる職員に対して適切な指導、教育を行うことができる。
- ・メディカルコントロール体制の中で、医師と連携して救急業務の指導ができる。

教育名・科名	対象	人員	実施時期	通泊別
救急救命士 就業前集合教育	採用時救急救命士 の資格を有する者	45人 程度 (予定)	第1クール 4月8日～10日 第2クール 4月15日～17日 (各3日間)	通学

【到達目標】

- ・本市の救急救命士資格者として業務を開始するために、救急現場で必要な知識及び技術を修得している。

教育名・科名	対象	人員	実施時期	通泊別
気管挿管 病院実習	救急救命士	17人 (予定)	10月～3月	通学

【到達目標】

- ・迅速かつ的確な気管挿管手技を修得している。
- ・気管挿管に伴う危険因子を認識し、安全に気管挿管ができる。

教育名・科名	対象	人員	実施時期	通泊別
ビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管挿管病院実習	気管挿管認定救急救命士	15人 (予定)	10月～3月	通学
【到達目標】 <ul style="list-style-type: none"> ・ビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた、迅速かつ的確な気管挿管手技を修得している。 ・気管挿管に伴う危険因子を認識し、安全にビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管挿管ができる。 				

教育名・科名	対象	人員	実施時期	通泊別
救急救命士スキルアップ研修	救急救命士	340人 (予定)	5月中旬～下旬までの13日間 (内1日)	通学
【到達目標】 <ul style="list-style-type: none"> ・症状別活動要領の流れに沿った救急活動が円滑に行われている。 ・各種プロトコルに沿った救急活動が確実に実践できている。 ・心理的安全性が確立され、ヒューマンエラーの少ない活動が実施できる。 				

救急ワークステーション教育

教育名・科名	対象	人員	実施時期	通泊別
救急救命士再教育病院実習	救急救命士	314人 (予定)	医師同乗研修 4月～3月(1人2日) 病院実習 9月～3月(1人6日※) ※隔日勤務職員は3当直	通学又は宿泊
【到達目標】 <ul style="list-style-type: none"> ・医療従事者としての倫理観を形成し、最新の医療知識を習得している。 ・生命の危機的状況を来たす循環虚脱、呼吸不全に対して即座に対応できる。 ・病院前救護で実施する処置能力が向上している。 ・適切な搬送医療機関を選定するための的確な観察及び判断ができる。 				

教育名・科名	対象	人員	実施時期	通泊別
救急救命士就業前教育病院実習	救急救命士 国家試験合格者	60人 (予定)	4月～7月 隔日勤務職員：14日(7当直) 毎日勤務職員：20日	通学又は宿泊
【到達目標】 <ul style="list-style-type: none"> ・救急救命処置が的確かつ安全に実施できる能力が向上している。 ・医師の指導の下で行う救急救命処置の修練等により、医師及び看護師との信頼関係を構築している。 ・傷病者の受入れ後の処置を含めた救急医療の現状を理解している。 ※救急救命士就業前教育のうち消防機関で行う教育訓練は、救急救命士養成所及び消防署で実施(実施期間：4月～教育項目を終了するまで)				

教育名・科名	対象	人員	実施時期	通泊別
救急救命士気管挿管再教育病院実習	気管挿管有資格者	未定	4月～3月	通学
【到達目標】 <ul style="list-style-type: none"> ・気管挿管の適応、禁忌及び救命指導医と協議すべき症例を理解している。 ・気道確保法としての気管挿管法を的確かつ安全に施行できる。 ・気管挿管に伴う危険因子を認識し、事故発生時に適切に対処できる。 				

教育名・科名	対象	人員	実施時期	通泊別
救急救命士薬剤投与再教育病院実習	薬剤投与有資格者	未定	4月～3月	通学
【到達目標】 <ul style="list-style-type: none"> ・薬剤投与の適応、禁忌及び救命指導医と協議すべき症例を理解している。 ・静脈路を的確に確保し、安全に薬剤投与を実施できる。 ・薬剤投与に伴う危険因子を認識し、事故発生時に適切に対処できる。 				

教育名・科名	対象	人員	実施時期	通泊別
指導救命士ブラッシュアップ研修	指導救命士	39人 (予定)	未定	通学
【到達目標】 <ul style="list-style-type: none"> ・指導救命士として必要な教育技法が維持、向上している。 ・救急活動に必要な臨床推論能力が向上している。 				

教育名・科名	対象	人員	実施時期	通泊別
指導救命士病院研修	指導救命士	27人 (予定)	未定	通学
【到達目標】 <ul style="list-style-type: none"> ・救急活動に必要な臨床推論能力が向上している。 ・院内の医療体制等について理解し、救急隊員に指導することができる。 				

主管課教育実施計画表

No.	主管課	教育名	対象者	延人員又は回数	実施時期(期間)	実施場所	教育内容	教育(到達)目標
1	総務課	個人情報保護 (AINETナレッジ e-ラーニング)	全職員	約3,700人	5月～3月	AINET (eラーニ ング)	個人情報保護について	横浜市個人情報の適正な管理に 関する要綱に基づき個人情報保 護を一層推進する。
2	総務課	経理事務説明会	局内各課 経理担当者	50人	5月	消防局	経理事務の基礎について	経理事務の基礎を学び正しい事 務執行について認識を共有す る。
3	総務課	経理事務等 相互点検	各所属 経理担当者	100人	8～11月	各所属	経理事務の適正化について	相互点検等を通じてその結果を 全所属で共有し、同じミスを繰 り返さないよう正しい知識の習 得
4	総務課	経理担当者会議	各所属 経理担当者	50人	3月	消防局	定期監査の結果、経理事務等相 互点検の結果について共有し、 再発防止に向けたポイントを解 説	経理事務に関する正しい知識の 習得
5	総務課	文書作成研修	全職員	約3,700人	5月～3月	AINET (eラーニ ング)	文書作成・起案について	文書作成・起案に関する正しい 知識の再確認及び習得
6	人事課	人材育成研修 (職員向け)	全職員	約3,200人	総務局人材開 発課の通知を 受けて実施 10月下旬～11 月末(予定)	各所属	人事考課の振り返り面談等に先 立ち、人事考課の内容や位置づ け、キャリア形成の考え方など を全職員が理解し、面談や目標 共有シート、意向調書等の作成 に活かす。	人材育成ビジョンの「基本方 針」や「求められる役割」など を理解し、全職員が主体的に能 力開発・能力活用、キャリア形 成に取り組む。
7	人事課	人材育成研修 (課長、課長補佐、 係長級)	課長級 課長補佐 係長級	約320人	総務局人材開 発課の通知を 受けて実施 7月～11月予 定	消防局 及び 各所属	育成者として、人材育成の必要 性を再認識するとともに、課 長、係長・課長補佐・専任職が 果たすべき役割に対するスキル を習得	人事考課等に対する知識・理解 を深め、日々のOJTに役立 て、職員のモチベーションの向 上、職場を活性化させる。
8	人事課	部下指導向上研修 (消防士長・消防司 令補研修)	消防士長 消防司令補	約80人 2回	5月～3月	未定	外部講師による研修	部下の技能を引き出すコーチ ングスキル等の向上を図り、職 場の心理的安全性の醸成につな げる。
9	人事課	消防局人権啓発 講演会	人権啓発研修 指導者等及び 希望者	約60人	12月予定	未定	外部講師による講義	人権問題に対する正しい理解と 認識を深める。

主管課教育実施計画表

No.	主管課	教育名	対象者	延人員又は回数	実施時期(期間)	実施場所	教育内容	教育(到達)目標
10	人事課	庶務担当者研修	各署 庶務課員	約30人	7月	消防局	給与関係事務、共済組合関係事務、厚生会・財形貯蓄関係事務、公務災害事務についての事務処理等説明	署担当者として、各種手続きを正確で迅速に処理することができることを目標に実施
11	人事課	衛生管理担当者研修	各署 庶務係長 (庶務主任)	約30人	7月	消防局	衛生管理全般の年間の業務の流れ、各論説明	署担当者として、各種手続きを正確で迅速に処理することができることを目標に実施
12	人事課	健康教育	一般職員	約1,800人	5月～3月	訓練センター他	自己保健義務、安全配慮義務、生活習慣病予防、睡眠時無呼吸症候群、惨事ストレス、メンタルヘルス等についての講義	各区安全衛生委員会の開催に合わせ、各産業医と各衛生管理者が生活習慣病についての講義を行うほか、職員健康課(MSW)や人事課保健師による講義を実施し、職員の健康意識の向上を図る。
13	人事課	年末調整業務説明会	各所属 担当者	約30人	9月	消防局	年末調整事務業務内容、スケジュール等の説明	各担当者として、各種手続きを正確に期日どおり処理することができるようになることを目標に実施
14	人事課	ハラスメント相談員研修	ハラスメント 相談員	1回	6月	横浜市 研修センター	ハラスメント相談対応要領	ハラスメント相談員としての役割や相談スキル向上を図る。
15	人事課	ハラスメント相談補助員研修	ハラスメント 相談補助員	1回	7月	消防局	ハラスメント相談対応要領	ハラスメント相談補助員としての役割や相談スキル向上を図る。
16	人事課	定年引上げに伴う 60歳職員研修 (責任職向け)	60歳以降引き 続き勤務を希 望する責任職	1回	1月～3月	AINET (eラーニング)	eラーニング形式による講義	61歳到達年度以降に適用される制度と職員の役割を理解する。
17	人事課	コンプライアンス 指導者研修 CRM責任者、推進者 研修	コンプライア ンス指導者及 びCRM責任 者、推進者	2回	7月 10月	未定	組織目標の達成を阻害する要因である、法令・内規違反、不適切な事務処理、事件・事故、社会の要請への不適切対応など、信用失墜や組織の損害等につながるあらゆるリスクに対し、確実な対策が必要になるため、CRMを活用した安全推進体制の構築に向けた研修を実施	消防局CRM実施要領等を活用した安全管理能力を向上と心理的安全性の確保された職場環境の醸成

主管課教育実施計画表

No.	主管課	教育名	対象者	延人員又は回数	実施時期（期間）	実施場所	教育内容	教育（到達）目標
18	施設課	交通事故防止 研修会	安全運転 管理者等	70人	12月	未定	外部講師等による交通事故防止 研修会	外部講師等の専門的な視点から リスクマネジメントを学び、実 務指導に生かすことで交通事故 の根絶を図る。
19	予防課	専門調査員研修 I	署調査担当	6回 132人	5月～12月	訓練セン ター	①実況見分要領 ②鑑識要領 ③その他の原因調査・損害調査 に関する実務	①実況見分に関する実務能力の 向上 ②鑑識に関する実務能力の向上 ③その他の原因調査・損害調査 に関する知識・技術の向上
20	予防課	専門調査員研修 II	署調査担当	6回 132人	5月～12月	消防局	①調査書類作成要領 ②その他の火災調査に伴う事務	①調査書類の作成に関する知 識・技術の向上 ②火災調査に伴う事務に関する 実務能力の向上
21	予防課	調査指揮者研修	調査指揮者 (警防係長・ 出張所長・出 張所当直係 長)	166人	5月	各所属（令 和7年度機構 改革署） AINET eラーニング (上記以 外)	調査指揮者としての基礎的な知 識に関する内容	調査指揮者として火災調査に対 して指導、管理が出来る。
22	予防課	震災時火災被害 調査研修	各署職員	3,100人	2月～3月	AINET eラーニング	①通常と震災時の火災調査の違 い ②現場での被害調査要領 ③被害調査結果に基づく住家の 被害認定要領	罹災程度の認定のために必要な 現場での調査要領の習得
23	予防課	初期消火器具 補助事業説明会	消防署 予防担当者	1回	4月	消防局 会議室等	①初期消火器具等補助事業概要 について ②初期消火器具等補助事業事務 手続きについて	初期消火器具等補助事業担当者 の知識の向上を図る。

主管課教育実施計画表

No.	主管課	教育名	対象者	延人員又は回数	実施時期(期間)	実施場所	教育内容	教育(到達)目標
24	予防課	家庭防災員事務担当者研修会	家庭防災員研修事務担当者	1回	4月	消防局会議室等	①家庭防災員事業概要について ②家庭防災員研修でのよこはま防災e-パークの活用について ③地域防災活動支援事業費について ④意見交換、質疑応答等	家庭防災員事務担当者に対し、事業内容の周知及び意見交換を実施することで、家庭防災員事業を効果的に実施することができる。
25	予防課	こどもの防火防災啓発事業説明会	各署予防担当 消防出張所等	1回	5月	消防局会議室等	①こどもの防火防災啓発事業の概要 ②各種実施要領 ③各種報告様式及び方法 ④意見交換、質疑応答等	各消防署及び出張所の職員に対し、事業内容の周知及び意見交換を実施することで、こどもの防火防災啓発事業を効果的に実施することができる。
26	予防課	高齢者の安全対策事業説明会	各署予防担当 消防出張所等	1回	5月	消防局会議室等	①高齢者の安全対策事業の概要 ②各種実施要領 ③各種報告様式及び方法 ④意見交換、質疑応答等	各消防署及び出張所の職員に対し、事業内容の周知及び意見交換を実施することで、高齢者の安全対策事業を効果的に実施することができる。
27	保安課	危険物担当新着任者向け研修会	消防署総務・ 予防課 危険物担当者 (新任)	1回	4月	消防局	新たに危険物業務を担当する職員を対象とした危険物規制の概要並びに申請及び届出の受理要領等	①申請・届出に対して、適正な事務処理が行える。 ②手数料納付書の発行ができる。 ③消防業務支援システムの入力要領を理解し、実施できる。
28	保安課	危険物技術基準等研修会	消防署総務・ 予防課危険物 担当者	3回	適宜	消防局	①危険物関係法令に基づく危険物施設等の技術基準 ②危険物関係法令に基づく通知等の運用 ③危険物規制事務審査基準等の運用 ④危険物規制に係る審査及び検査業務 ⑤危険物施設事故対応及び立入検査実施要領	①危険物担当者が必要な知識を習得し、危険物事務の適正な運用が図られている。 ②危険物に係る事故のケーススタディにより、事業所に対する適切な指導等が実施され、類似事故防止が図られている。 ③保安課危険物保安係所管業務知識の習得

主管課教育実施計画表

No.	主管課	教育名	対象者	延人員又は回数	実施時期(期間)	実施場所	教育内容	教育(到達)目標
29	保安課	危険物製造所等 実地研修	消防署総務・ 予防課 危険物担当者	2回	適宜	事業所	危険物施設の完成検査実施要領	①完成検査等の知識・技術の習得 ②検査項目等を理解し、検査が行える。 ③検査内容について、適切な指導等ができる。
30	保安課	石油コンビナート等 災害防止法研修	消防署総務・ 予防課 危険物担当者	1回	4月	AINET (eラーニング)	石油コンビナート等災害防止法について	石油コンビナート等災害防止法に係る知識の習得
31	保安課	危険物安全週間に係る パワーアップセミナー	消防署総務・ 予防課 危険物担当者	1回	6月	未定	外部講師による危険物施設の事故防止研修について	危険物施設の事故防止啓発に係る知識の習得
32	指導課	査察実務研修	各署査察担当	1回	6月	消防局	①査察行政 ②違反是正強化対象物の査察及び違反是正措置 ③主任査察員制度 ④教育手法 ⑤火災予防条例	査察及び違反是正措置に必要な高度な知識と技術を習得し、査察及び違反是正指導・措置を的確に実施するほか、所属教育を主体的に進めることができる査察員を養成する。
33	指導課	主任査察員研修	主任査察員	1回	12月	消防局	①査察業務に係る最新の知識、技術の習得 ②査察業務の現状と課題についての検討 ③査察教育に関する主任査察員の役割 ④外部機関への視察	保有している査察知識、技術を向上するとともに、所属教育を充実、反映させる。
34	指導課	課長補佐・係長級に 対する査察業務研修	消防署総務・ 予防課 課長補佐・係長級	1回	4月	AINET (eラーニング)	①査察業務の現状と課題 ②課長補佐、係長級の査察業務の役割 ③「立入検査等結果報告書」の確認要領	査察業務における課長補佐、係長級としての役割を認識し、職場運営・職務遂行にあたり必要な知識を習得
35	指導課	査察担当者技術 研修	指導課員 各署査察 担当者	随時	通年	消防局 (又は AINET eラーニング)	①新制度や法改正等の知識 ②査察業務に関する専門知識の向上(外部講師等) ③消防業務支援システムのデータ活用研修	査察業務の質及び査察員の知識、技術の向上を図るとともに所属職員への指導的役割を担える人材を育成する。

主管課教育実施計画表

No.	主管課	教育名	対象者	延人員又は回数	実施時期(期間)	実施場所	教育内容	教育(到達)目標
36	指導課	査察業務eラーニング研修	各署警防課職員	随時	通年	AINET(eラーニング)	査察業務の基礎知識	消防職員として備えるべき査察に関する基礎知識を学び、職員の査察に関する知識、技術の向上を図る。
37	指導課	指導担当新配置職員研修	各署指導担当	1回	4月	消防局	①消防同意の法体系及び関係規定 ②専用住宅の審査 ③指導担当に関連する届出 ④各種システム操作	消防同意及び消防用設備等に係る業務に必要な基礎知識の習得を図る。
38	指導課	消防設備科	各署指導担当	1回	10月	消防局	①消防用設備等の設置規制について ②関係法令改正の解説	消防同意及び消防用設備等に関する知識・技術の向上を図る。
39	指導課	防火対象物の使用開始検査等を活用した技術研修	各署指導担当	随時	通年	検査現場	大規模防火対象物における消防用設備等の検査要領	消防用設備等の検査要領に関する知識・技術の向上を図る。
40	指導課	主任設備指導員研修	主任設備指導員	1回	2月	消防局	①消防用設備等設置規制の討議 ②消防用設備等の最新の知識、技術の習得 ③外部機関への視察	高度な専門知識・技術を習得するとともに、所属教育を充実、反映させる。
41	指導課	消防局窓口相談業務を活用した技術研修	各署指導担当	随時	通年	消防局	①大規模防火対象物の窓口相談業務について ②大規模防火対象物の消防用設備等設置規制	大規模な防火対象物の窓口相談業務を活用した技術研修を通じて、消防同意の審査・検査要領に係る業務知識及び技術力の向上を図る。
42	警防課	消防隊員が保有すべき基礎的諸能力の測定	警防職員	—	通年	所属訓練施設	①消防技術(消火活動、ロープ結索、機器取扱) ②消防知識(警防知識)	消防隊員が保有すべき基礎的諸能力を測定し、職務遂行に必要な知識・技術及び体力を養成する。
43	警防課	救助隊員が保持すべき基礎的諸能力の基準の測定	指定救助隊員	—	通年	訓練センター	①ロープ結索 ②ロープワーク技術 ③救助資機材取扱技術 ④救助関係知識	救助隊員が保持すべき基礎的諸能力を測定し、救助技術全般を備える隊員を養成する。
44	警防課	消防職員向けエレベーター教育	警防職員	約40人	通年	エレベーター協会指定場所	①エレベーター構造教育 ②実機の確認 ③エレベーター救出訓練	エレベーター救出に関する基礎的な知識・技術の習得

主管課教育実施計画表

No.	主管課	教育名	対象者	延人員又は回数	実施時期(期間)	実施場所	教育内容	教育(到達)目標
45	警防課	消防水利・開発業務に関する実務研修	警防課 防災担当	約70人 (半日×2回)	5月～6月	消防局	消防水利及び開発事業等の事務 処理・検査要領等	左記項目の業務内容を理解するとともに、各消防署における事務を遂行できる。
46	警防課	無人航空機操縦者養成講習	警防課職員	新規転入者等	通年	①消防局 ②訓練センター ③警防課が指定する場所	①飛行訓練、機体整備 ②法令等基礎知識の習得 ③災害事例、他都市の状況 ④事故事例	無人航空機操縦に必要な技術、知識の習得
47	警防課	特別高度救助隊員教育	特別高度救助部隊配置職員	教育未修了者	通年	警防課が指定する場所	省令別表第3に掲げる救助器具の取扱訓練など、専門的なカリキュラム(40時間程度)	警防規程事務処理要綱内の、特別高度救助隊員として「人命救助に関する専門的で高度な教育訓練」の修了
48	警防課	特殊災害対応訓練(基礎教育・応用訓練)	警防課員	—	9月～2月	各所属	①基礎教育(特殊災害活動マニュアルの説明、資機材取扱い及び机上訓練) ②応用訓練(少数の要救助者が発生した想定の実働訓練)	特殊災害に対応するため、隊員個々と部隊の災害対応能力の強化
49	警防課	フルハーネス型墜落制止用器具特別教育	本特別教育未修了者	随時	通年	各消防署等	①学科(eラーニング)知識、関係法令 ②実技 着装、使用方法等	法令で定められている科目の修了 ※本教育は「フルハーネス型墜落制止用器具の配置に伴う特別教育の実施について」(令和3年12月23日消警第1488号警防課長通知)に基づいて実施する。
50	警防課	チェーンソーによる伐木等特別教育	各署警防課職員	随時	通年	各消防署等	①学科(内部講義)知識、関係法令改正部分 ②実技 保護衣着装要領、切断要領、整備、関係事項	法令で定められている科目の修了 ※本教育は「チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務」(令和2年8月1日労働安全衛生規則改正)に基づき実施する。

主管課教育実施計画表

No.	主管課	教育名	対象者	延人員又は回数	実施時期(期間)	実施場所	教育内容	教育(到達)目標
51	警防課	テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育	該当車配置所属職員 該当車使用予定職員	随時	通年	各消防署等	①学科(内部講義)知識、関係法令 ②実技操作方法、関係事項	法令で定められている科目の修了 ※本教育は「テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育」(令和6年2月1日労働安全衛生規則改正)に基づき実施する。
52	警防課	「安全推進体制の構築に向けた外部研修」	各署職員	随時	5月～6月	東京消防庁災害史安全教育室	視察(施設見学・講和)	東京消防庁が記録する災害の歴史や極めて困難な災害に直面し、その職責を全うした消防職員の功績を学ぶことにより、当局の安全文化の醸成と新たな安全推進体制の構築に繋げることを目的としています。
53	警防課	「都市ガス緊急保安研修会」	各署職員	随時	5月	東京ガスネットワーク(株)平沼ビル	①座学 ②実技操作方法、関係事項	都市ガスに関連する事故対応について東京ガスと当局が円滑な連携を図り、被害の拡大を抑制することを目的としています。
54	司令課	指令管制研修	全職員	40人程度(eラーニング時は全職員)	6月～11月	消防司令センター(又はAINET eラーニング)	①司令課と各署との連携に必要な教育の実施 ②現場誤認等の根絶に向けた取り組みの実施	災害時における司令課と各署の連携の向上
55	司令課	指令管制教育(配置前教育)	司令課配置職員	12人程度	3月	消防司令センター	指令管制員として勤務するにあたり必要な基礎的教育の実施	局通信取扱者要綱に定めるディスプレイ資格取得のための基礎知識の習得
56	司令課	指令管制業務経験者に対するフォローアップ教育	司令課司令係転出後、概ね3年以内の職員	未定	通年	消防局司令課(又はカオナビ)	指令台を活用した指令管制業務	災害・救急等の指令管制業務習得

主管課教育実施計画表

No.	主管課	教育名	対象者	延人員又は回数	実施時期（期間）	実施場所	教育内容	教育（到達）目標
57	救急指導課	定期症例検討会	救急隊員等	13回	通年	横浜市 メディカル コントロール 協議会参 画医療機関 (13医療機 関)	医学的見地からの症例検討 救急隊員の生涯学習として、医 師、看護師及び救急隊員間での 意見交換	知識の向上、医療機関との連携 強化
58	教育課	新任教官教育	教育課新任教 官	未定	3月	消防訓練 センター	消防職団員教育を行う上で必要 となる知識や教育技法について 教育を実施	消防学校教官としての心構えと 教育方針や指導方法に関する認 識の共有が図られている。
59	教育課	体力管理	全職員	—	通年	各所属	①消防活動に適した体力づくり ②効果的なトレーニング法 ③体力測定実施方法	消防職員として維持すべき体力 水準を確認し、自己の体力状況 を正確に把握することで、正し いトレーニング法を体得させ る。
60	教育課	体力づくり教育	全職員	—	通年	各所属	各所属と調整し、巡回方式で教 育を実施	体力維持を理解させ、かつ効果 的な体力づくりの知識・技術を 習得させる。
61	教育課	機関員所属指導者 研修	本年度、各機 関員教育に携 わる予定の機 関員所属指導 者	2回 36人程度	4月	消防訓練 センター	①教育技法について ②変更点 ③その他教育に必要な事項	機関員所属指導者としての知 識・技術の向上 指導要領の確認及び指導方法の 向上
62	航空科	専任航空救助員養成 教育	新規航空科 救助員	必要に応じ て	通年	横浜ヘリ ポート又は 航空科長の 指定する場 所	専任航空救助員として必要な教 育訓練 (講義・実技・実演)	専任航空救助員の認定
63	航空科	連携航空救助員養成 教育	航空救助連携 隊の隊長及び 隊員のうち、 未資格者	必要に応じ て	未定	横浜ヘリ ポート又は 航空科長の 指定する場 所	航空救助連携隊として必要な教 育訓練 (講義・実技・実演)	連携航空救助員の認定

主管課教育実施計画表

No.	主管課	教育名	対象者	延人員又は回数	実施時期（期間）	実施場所	教育内容	教育（到達）目標
64	航空科	航空救助連携隊継続訓練	航空救助連携隊の隊長及び隊員	未定	未定	横浜ヘリポート又は航空科長の指定する場所	航空救助連携隊として必要な継続訓練 （講義・実技・実演）	航空救助体制の構築
65	航空科	航空支援隊訓練	航空支援隊の隊長及び隊員	未定	未定	横浜ヘリポート又は航空科長の指定する場所	航空救助支援隊として必要な教育訓練 （講義・実技・実演）	航空救助体制の構築

所属教育計画

下記計画は教育課で推進する計画です。署情に応じて実施してください。

教育名・科名	対象	担当者	実施時期
消防機関員 養成教育	消防機関員予定者 36人程度	機関員所属 指導者	4月20日～12月22日
【到達目標】 <ul style="list-style-type: none"> ・機関員の責務を理解し、安全な消防車両等の運行ができる。 ・消防車両等緊急運行時の事故防止要領を理解した、走行技術を修得する。 ・ポンプ運用にあたって、揚水、送水、点検整備に必要な専門的な知識・技術を修得する。 ・消防車両等の運用に不具合が発生した場合の対処ができる。 			

教育名・科名	対象	担当者	実施時期
消防機関員 事前教育	機関員養成科入校 予定者 40人	機関員所属 指導者	専科教育機関員養成科 入校前1か月程度（第125・126期）
【到達目標】 <ul style="list-style-type: none"> ・専科教育入校時に必要最低限の基礎的技術を修得する（事前効果確認実施）。 ・消防車両等緊急運行時の事故防止要領を理解した、走行技術の基礎を修得する。 ・ポンプ運用にあたって、揚水、送水、点検整備に必要な専門的な基礎的技術を修得する。 			

教育名・科名	対象	担当者	実施時期
限定機関員 養成教育	限定機関員予定者 36人程度	機関員所属 指導者	4月20日～2月26日
【到達目標】 <ul style="list-style-type: none"> ・限定機関員の責務を理解し、安全な消防車両等の運行ができる。 ・消防車両等緊急運行時の事故防止要領を理解した、走行技術を修得する。 ・可搬式ポンプの運用にあたって、揚水、送水、点検整備に必要な知識・技術を修得する。 ・消防車両等の運用に不具合が発生した場合の対処ができる。 			

教育名・科名	対象	担当者	実施時期
はしご搭乗員 養成教育	はしご搭乗員 予定者	はしご機関員	消防署の実情に応じて実施 (教育時間15時間)
【到達目標】 <ul style="list-style-type: none"> ・はしご消防車の搭乗等に関して必要な知識・技術を修得する。 			

教育名・科名	対象	担当者	実施時期
限定機関員 スキルアップ 教育	限定機関員 資格者	実施時期に 記載	消防署の実情に応じて実施 (教育時間 2 時間) ・安全運転講習 (安全運転管理者又は交 通事故防止推進者) ・走行技術 (責任職 (各係長または出張 所長) 又は機関員所属指導者)
【到達目標】 ・限定機関員の責務を理解し、安全な消防車両等の運行ができる。 ・消防車両等緊急運行時の事故防止要領を理解した、走行技術を維持する。 ・走行技術の向上、事故防止に対する意識の醸成			

委託教育計画表

別表 5

区分	教育名	予定人員	実施日数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
消防大学校	総合教育	上級幹部科	1	17日間										19	4	
		消防団長科	2	5日間						14	18	26	30			
	専科教育	救助科	1	55日間	15	8			26	19						
		火災調査科	1	51日間		28	15				15	4				
		現任教官科	1	12日間												1
	実務講習	指揮隊長コース	2	15日間		7	21									
		NBCコース	1	22日間										7	28	
		航空隊長コース	1	14日間									3	16		
		女性活躍推進コース	1	9日間									10	18		
	資格取得	四級海技士(機関)	2	未定		◆	◆			◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
六級海技士(航海)		2	約9日間		◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	
中型自動車第一種運転免許		41	約8日間		◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	
大型自動車第一種運転免許		19	約7日間		◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	
潜水士免許		8	1日	23	3	16		24			14		8			
車両系建設機械(整地・解体)運転技能講習		整地2 解体2	3日間	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	
小型移動式クレーン運転技能講習		4	3日間	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	
フォークリフト運転技能講習		2	3日間	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	
足場の組立て等作業主任者技能講習		2	2日間	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	
二級小型船舶操縦士免許		4	5日間										◆	◆	◆	

委託教育計画（消防大学校）

科名・コース名	人員	実施時期	到達目標
総合教育 上級幹部科	1	1月19日～2月4日 (17日間)	消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、現に消防の上級幹部である者の資質を向上させる。
【対象者】 1 上限年齢 58 歳で消防長 2 上限年齢 55 歳で消防署長又はこれと同等以上の職にある者(消防本部の課長職以上の職にある者を含み、消防署の副署長を含まない)			

科名・コース名	人員	実施時期	到達目標
総合教育 消防団長科	2	9月14日～9月18日 (5日間) 10月26日～10月30日 (5日間)	消防団の上級幹部に対し、その職に必要な知識及び能力を総合的に修得させる。
【対象者】 1 消防団長又は副団長の階級にある者 2 将来的に副団長以上の階級が見込まれている分団長である者			

科名・コース名	人員	実施時期	到達目標
専科教育 救助科	1	4月15日～6月8日 (55日間) 8月26日～10月19日 (55日間)	救助業務に関する高度の知識及び技術を専門的に習得させ、救助業務の教育指導者等としての資質を向上させる。
【対象者】 上限年齢 45 歳で次のいずれかに該当する者 1 消防士長以上の階級にあり、かつ、救助業務に従事している者で、次のいずれかに該当する者 (1) 消防学校において救助専科教育を受講した者 (2) 救助業務の実務経験が3年以上の者 2 救助隊長の職にある者			

科名・コース名	人員	実施時期	到達目標
専科教育 火災調査科	1	5月28日～7月15日 (49日間) 10月15日～12月4日 (51日間)	火災調査業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、火災調査業務の教育指導者等としての資質を向上させる。
【対象者】 上限年齢 45 歳で消防士長以上の階級にあり、かつ、火災調査業務に従事している者で、次のいずれかに該当する者 1 消防学校において火災調査専科教育を受講した者 2 火災調査業務の実務経験が3年以上、かつ、火災原因判定書（延焼火災）の作成実績が5件以上の者			

科名・コース名	人員	実施時期	到達目標
専科教育 現任教官科	1	3月1日～3月12日 (12日間)	現任の消防学校教育訓練担当職員等に対し、業務運営の企画及び予防業務並びに警防業務を包括的に指導できる能力を向上させる。
【対象者】 消防学校において教育訓練に従事している者で、予防業務又は警防業務に関する教科等を担当している者			

科名・コース名	人員	実施時期	到達目標
実務講習 指揮隊長コース	1	5月7日～5月21日 (15日間)	緊急消防援助隊の指揮支援部隊長等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。
【対象者】 次のいずれかに該当する者 1 緊急消防援助隊の指揮支援部隊長、指揮支援隊長、都道府県大隊長又は都道府県大隊指揮隊長である者 2 上記の交代要員として指定される者			

科名・コース名	人員	実施時期	到達目標
実務講習 NBCコース	1	1月7日～1月28日 (22日間)	緊急消防援助隊のNBC災害要員等に対し、NBC災害対応業務に必要な知識及び能力を修得させる。
【対象者】 防護服その他のNBC災害対応資機材を装備する隊の隊長若しくは隊員である者又はそれらの予定者			

科名・コース名	人員	実施時期	到達目標
実務講習 航空隊長コース	1	12月3日～12月16日 (14日間)	消防・防災航空隊の隊長等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。
【対象者】 次のいずれかに該当する者 1 消防防災航空隊の隊長、副隊長又はパイロットである者 2 消防司令補以上の階級にある者又は指導・監督的な立場にある者			

科名・コース名	人員	実施時期	到達目標
実務講習 女性活躍推進 コース	1	12月10日～12月18日 (9日間)	女性消防吏員の幹部候補生に対し、キャリア形成を支援し、職域拡大等を目的とした知識及び能力を修得させる。
【対象者】 上限年齢45歳で消防司令補又は消防士長の階級にある女性消防吏員			

委託教育計画

資格取得教育

教育名・科名	対象	人員	取得目的又は教育内容	主管課
四級海技士 (機関)	消防艇配置所員	2	消防艇の操船に必要な資格	警防課
六級海技士 (航海)	消防艇配置所員	2	消防艇の操船に必要な資格	
中型自動車 第一種運転免許	機関員担当予定者	41	機関員資格取得に必要な資格	
大型自動車 第一種運転免許		19		
潜水士免許	水難救助従事予定者及び水難救助希望者	8	潜水員を養成するために必要な資格	
車両系建設機械 (整地・解体) 運転技能講習	当該資格を必要とする業務に従事する者又は従事予定者	整地 2 解体 2	重機を運転するのに必要な資格	
小型移動式 クレーン運転 技能講習	当該資格を必要とする業務に従事する者又は従事予定者	4	小型移動式クレーン及び床上操作式クレーンの運転作業（つり上げ荷重1 t以上5 t未満）に従事する者は労働安全衛生法に基づく運転技能講習を修了しなければならないことが義務づけられているため、機動第一救助の車載クレーン操作に必要な資格	
フォークリフト 運転技能講習	当該資格を必要とする業務に従事する者又は従事予定者	2	労働安全衛生法第14条、同施行令第6条第15号の規定による足場の組立て等作業主任者選任予定者に必要な資格で、訓練用仮設訓練等の設置・補修作業する救助隊員に必要な資格	
足場の組立て等 作業主任者技能 講習	当該資格を必要とする業務に従事する者又は従事予定者	2	訓練搭の設置・補修にあたり、作業する救助隊員の安全管理知識の修得に必要な資格	
二級小型船舶操 縦士免許	当該資格を必要とする業務に従事する者又は従事予定者	4	消防艇及び小型船舶の運行に必要な資格	
玉掛け技能講習	当該資格を必要とする業務に従事する者又は従事予定者	6	つり上げ荷重1 t以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリック、揚貨装置による玉掛け作業に従事する者に必要な資格	

教育名・科名	対象	人員	取得目的又は教育内容	主管課
地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習	当該資格を必要とする業務に従事する者又は従事予定者	2	掘削面の高さが2 m以上となる地山の掘削の作業指揮及び土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取り付け・取り外しの作業指揮を行うために必要な資格	警防課
クレーン運転業務特別教育	当該資格を必要とする業務に従事する者又は従事予定者	1	つり上げ荷重能力5 t未満のクレーンおよびつり上げ荷重能力5 t以上の跨線テルハの運転に必要な教育	
甲種火薬類取扱保安責任者	当該資格を必要とする業務に従事する者又は従事予定者	2	特殊災害（NBC災害及びE災害）活動において、爆弾テロ災害や火薬が関連する災害で安全確実な活動を行うために必要な教育	
有機溶剤作業主任者技能講習	当該資格を必要とする業務に従事する者又は従事予定者	1	特殊災害（NBC災害及びE災害）活動において、有機溶剤が関連する災害で安全確実な活動を行うために必要な教育	
第一級陸上特殊無線技士	司令課員	1	司令センター多重無線を操作する際に必要な資格	司令課
第二級海上特殊無線技士	消防艇配置所員	2	船舶無線を操作する際に必要な資格	
航空特殊無線技士	当該資格を必要とする業務に従事する者又は従事予定者	1	司令センター多重無線を操作する際に必要な資格	

講習

教育名・科名	対象	人員	取得目的又は教育内容	主管課
海技免状更新講習	消防艇・救助用ボート配置職員	6	消防艇運行時に必要な資格の更新	警防課
圧縮空気保安技術講習	空気ボンベ充填施設設置所員	2	高圧ガスの取扱い等、必要な知識・技術を習得させ各充填施設の保安体制の万全を図る	

消防団員教育計画表

別表 6

教育名・科名		回数	人員	日数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
消防学校教育	幹部教育初級幹部科	1	56	1			21 ●									
	幹部教育指揮幹部科 「現場指揮課程」	1	56	2							18 25 ● ●					
	幹部教育指揮幹部科 「分団指揮課程」	1	56	1										17 ●		
	専科教育警防科	1	56	1												28 ●
消防署教育	専科教育機関科	随時	未定	—	◆-----◆											
	基礎教育	随時	未定	—	◆-----◆											

消防団員教育計画

消防学校教育

教育名・科名	対象	人員	実施時期	場所
消防団員幹部教育 初級幹部科	新任班長	56 人	6 月 21 日（1 日）	消防訓練センター
【到達目標】 <ul style="list-style-type: none"> ・初級幹部としての職責を自覚し、消防団の運営に必要な規律、災害活動要領及び安全管理を深く理解している。 ・他の消防団員に対して指導を行える知識・技術を修得している。 ・地域住民に対して防災指導を実施できる。 				

教育名・科名	対象	人員	実施時期	場所
消防団員幹部教育 指揮幹部科 「現場指揮課程」	部長又は、部長と同等の実務経験を有する班長以上の階級にある者	56 人	10 月 18 日及び 10 月 25 日 （2 日間）	消防訓練センター
【到達目標】 <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における現場指揮者としての職責を自覚し、現場指揮及び安全管理の知識及び技術を有している。 ・大規模災害時に現場指揮者として火災防ぎよ、水災活動、救助救命、避難誘導及び情報収集伝達に係る的確な現場指揮及び安全管理の知識を有すること並びに自主防災組織に対して防災指導等を行える。 				

教育名・科名	対象	人員	実施時期	場所
消防団員幹部教育 指揮幹部科 「分団指揮課程」	分団長、副分団長の階級にある者	56 人	1 月 17 日（1 日）	消防訓練センター
【到達目標】 <ul style="list-style-type: none"> ・分団の指揮者としての職責を自覚し、消防団の管理運営及び活性化に資する広い知識を有している。 ・各種災害発生時における分団の管理運営及び効果的な現場活動のあり方を深く理解している。 				

教育名・科名	対象	人員	実施時期	場所
消防団員専科教育 警防科	消防団員として概ね 3 年以上の実務経験を有する者	56 人	2 月 28 日（1 日）	消防訓練センター
【到達目標】 <ul style="list-style-type: none"> ・火災防衛活動に関する専門的知識及び行動原則並びに各種災害事象における消防団の役割及び活動内容を理解している。 ・災害現場において中核的な活動を遂行できる。 ・消防団の訓練等において、他の消防団員に対して指導を行える知識・技術を有している。 				

消防署教育

教育名・科名	対象	人員	実施時期	場所
専科教育機関科	概ね1年以上の団歴を有し、車両運行に従事する者	未定	4月～3月	所属消防署 消防訓練センター
【到達目標】 <ul style="list-style-type: none"> ・道路交通関係法令及び可搬式小型動力ポンプに関する専門的知識を有している。 ・消防自動車を迅速かつ的確に運行でき、事故防止対策について理解している。 ・消防団の訓練等において、他の消防団員に対して指導が行える知識及び技術を有している。 				

教育名・科名	対象	人員	実施時期	場所
基礎教育	新任団員	未定	4月～3月	所属消防署 各消防団の所属区域
【到達目標】 <ul style="list-style-type: none"> ・消防団員として任務を自覚し、消防組織の概要及び消防対策に必要な地域特性を理解している。 ・火災や地震災害等に対する基礎的な知識を理解している。 ・災害現場では自らの安全を確保した上で、下命に基づく現場活動を遂行できる。 				